

令和4年12月2日制定（国空機第656号）

令和6年3月27日 一部改正（国空機第725号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：無人航空機の型式認証等の手続き

1. 適用

本サーキュラーは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の 16 による型式認証及び法第 132 条の 17 による型式認証の変更（以下「型式認証等」という。）に係る検査について、申請から型式認証書の交付に至るまでの関連する航空局又は登録検査機関（以下「検査者」という。）による検査業務及び申請者の取るべき手続きを取りまとめたものであり、原則として、関係者は本サーキュラーに従って手続き等を行うことが求められる。

2. 申請

2-1 事前調整

2-1-1 型式認証

検査は、型式認証の取得を希望する者が申請を行うことにより開始される。

第一種型式認証の取得を計画する者にあつては、当該申請の内容を具体化させる適当な段階で、航空局にその旨を連絡し、事前調整の希望を申し出ることができる。第一種型式認証における事前調整は、申請後の型式認証に係る検査を円滑に進めるために行うものであり、検査を実施するに当たっての実務上の全般的な事項を取り決め、機体の設計概念、使用する諸標準、無人航空機仕様の概要、安全基準及び均一性基準への適合性証明の方針等について調整を図ることができる。

2-1-2 型式認証の変更

既に型式認証を有する無人航空機の設計又は製造過程を変更しようとする者にあつても 2-1-1 項と同様である。

2-1-3 事前調整の進め方及び内容

事前調整は、以下の資料について航空局へ提出し、説明及び調整を行うこと。案件の性質により、追加又は省略が可能である。

① 申請者の概要

- i 型式認証関連の経験
- ii 業務の委託の範囲と手順
- iii 申請予定者における検査者への連絡体制及び検査の過程で問題が生じた場合の解決にあつての体制

② 型式認証取得までの想定するスケジュール概要

- i マイルストーンを記載したスケジュール

③ 設計概念書（CONOPS）案

- i サーキュラー No.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和 4 年 9 月 7 日 国空機第 456 号）で定める試験及び運用限界の値と範囲を決定するために必要な情報を含む 001 設計概念書（CONOPS）の案

④ クリティカルな問題の洗い出し

例：前例のない設計、新技術、特別要件、同等の安全性及び適用除外処置が必要となる設計

⑤ 適用基準の設定計画

例：特別要件、同等の安全性及び適用除外処置が必要となる場合の必要性及び妥当性を示す根

拠資料

⑥ 適用基準及び適合性証明計画の原案

- i サーキュラー No.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」(令和4年9月7日 国空機第456号)に定める安全基準に対する適用可否一覧及び本サーキュラー5-1-3 1)項で求める各基準に対する解析又は実証の選択を含む適合性証明計画の案

⑦ 重要な問題(重要課題)

- i 申請のスケジュール概要に影響を与えるものや型式認証取得に支障をあたえる可能性があるものをまとめたもの

⑧ 型式認証申請案

- i 申請時に入力する事項及び本サーキュラー2-3項による手数料納付と本人確認方法で定める事項の案

⑨ 調整の記録

調整における合意事項及び要処置事項等について担当者を記した調整議事録を作成すること。

なお、申請予定者において④クリティカルな問題の洗い出し及び⑦重要な問題(重要課題)と想定される事項がある場合は、事前に航空局と対応について相談した上で申請を行う必要がある。

2-2 申請

2-2-1 型式認証

型式認証の申請者は、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第236条の22第1項に従って、型式認証申請書及びその添付書類を規則同条第2項に定める所定の時期までに提出しなければならない。添付書類の内容は、以下のとおりとする。ただし、申請の際現に製造されている無人航空機に係る当該書類の提出の時期は、以下に掲げる提出時期にかかわらず、申請時とする。

(a) 設計計画書(提出時期:設計の初期)

以下の事項を記載すること。

- a.設計の概要(設計概念書(CONOPS)案を含む。)
- b.推進系統の概略
- c.性能の概略(離着陸、上昇、下降、巡航等に関する推定性能、安定性、操縦性等の概略)
- d.構造の概略
- e.主要装備品(通信系統、推進系統、電源系統、自動制御系統)の概略

(注) 設計計画書は、検査者が実際の検査を行う前に申請に係る無人航空機の設計の概略を知ることが目的としたものである。一括して提出するのが望ましいが、まとめたものから逐次提出しても差し支えない。記載内容は、設計の進捗に伴い変更される場合があり得るが、何らかの方法で検査者に連絡されている限り、提出済みの設計計画書を変更する必要はない。

(b) 設計書（提出時期：製造着手前）

以下の事項を記載すること。

- a. 推進系統の機能及び性能の説明資料
- b. 飛行性能（離着陸、上昇、下降、巡航等に関する推定性能、安定性、操縦性等）の説明資料
- c. 構造の説明資料
- d. 主要装備品（通信系統、電源系統、自動制御系統）の機能及び性能の説明資料（主要線図（ブロックダイアグラム）を含む。）
- e. 一般的に使用されるものと異なる特殊な構造や装備品等が使用される場合は、それらの機能及び性能に関する説明資料
- f. その他、適用基準への適合を示すための説明、計算、その他を記述する資料（製造着手前に限らず、検査者と調整した型式認証の審査の適切な時期に提出すること。）

(c) 図面目録（提出時期：製造着手前）

図面目録は、型式認証を取得する無人航空機の型式仕様を管理するために必要な図面を一元管理するものである。

同目録には、申請に係る無人航空機の型式の設計に関する主要図面（外形、内部構造、(b)項に示す主要装備品の装備に係るもの等）の図面番号、名称及び改訂符号等を含めなければならない。

(d) 設計図面（提出時期：製造着手前）

設計図面とは、三面図をいう。これに加えて、無人航空機の概略寸法、使用部品及び組立方法等が記載されていることが望ましい。

(e) 部品表（提出時期：製造着手前）

部品表は、無人航空機の型式（構成品）を特定するために装備品/部品単位で作成すること。

無人航空機の型式を構成する全ての装備品及び一部の部品（サーキュラーNo.8-001の検査要領で求める135重要な部品（フライトエッセンシャルパーツ）に該当する部品）について、装備品/部品の名称、品番、製造者名、数量等を記載すること。なお、部品表には、無人航空機の利用者が運用方式等に応じて任意に装着する装備品についても記載すること。

本表は、申請者から利用者等に対して配布されるパーツカタログの様な図等を用いた詳細なものではなく、無人航空機の仕様を装備品/部品単位でリストにより示せるものでよい。

なお、任意装備品については、証明を行った無人航空機の飛行特性に影響を及ぼさない場合で、検査者と合意した場合に限り、部品表とは別のリストで管理することも可能である。

(f) 製造計画書（提出時期：製造着手前）

下記の事項を記載すること。

- a. 申請に係る無人航空機及びその構成品等の製造場所及び主要下請製造者名
- b. 製造過程に用いる手順書、検査記録、その他製造過程に適用する製造方法又は管理の方法及び体制に係る規定等であって、図面に規定しないもの。

(g) 型式の均一性が確保されることを証する書類（提出時期：製造着手前）

申請時又は認証等取得時のみならず、型式認証取得後においても均一性基準に適合し続けることを確保するため、品質管理に関するプロセス（過程、仕組み）及び体制を記載すること。本サーキュラー別添 12 8.別冊として提出される製造管理要領の案がこれに該当する。

(h) 仕様書（提出時期：現状についての検査実施前）

仕様書は無人航空機の型式仕様を管理する資料であり、主な仕様について全般的に記載している必要がある。仕様書には、下記の事項を記載すること。なお、設計書、設計図面等に記載されているものについては、該当の文書番号及び項目番号のみを記載すること。

- a. 申請に係る無人航空機の型式
- b. モーター、Electric Speed Controller 又は発動機及びプロペラ（ローター）の名称及び数
- c. 申請に係る無人航空機の製造者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）
- d. 「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和4年9月7日 国空機第456号）の改訂年月日及び文書番号
- e. 申請に係る型式の無人航空機の主要諸元
- f. 最大離陸重量、重心許容範囲等の重量並びに重量分布及び重心位置に関する説明及び必要な図表
- g. 運用限界（速度、風速、高度、降雨量、温度等に関する事項）
- h. 出力又は推力、回転翼タイプの無人航空機にあっては回転翼回転速度、発動機（発動発電機を除く。）が搭載された無人航空機にあっては有効に運転できる大気温度等推進系統の運転に関する諸元
- i. 発動機（発動発電機を含む。）が搭載された無人航空機にあっては、燃料等級、滑油規格
- j. 発動機（発動発電機を含む。）が搭載された無人航空機にあっては、燃料、滑油等の総容量、使用不能量
- k. 任意装備品の名称、数、使用方法及びそれらを装備した場合の各種限界
- l. 装備品及び部品の種類（標準装備品及び任意装備品についての名称及び規格若しくは仕様）
- m. 該当製造番号

(i) 無人航空機飛行規程（提出時期：現状についての検査実施前）

規則第236条の12第3項に掲げる事項を記載すること。また、具体的な内容については、サーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」の200 無人航空機飛行規程に従って作成すること。

無人航空機飛行規程には、操縦者が安全な飛行を行うために必要な情報が、網羅的に記載されていること。また、登録検査機関において無人航空機飛行規程の検査を行う場合、「無人航空機の限界事項」については、無人航空機登録検査機関に関する省令（令和4年国土交通省令第57号）第6条第3項に基づく型式認証検査結果通知書が登録検査機関から航空局に対して発行された後に、航空局による承認を受ける必要があることに留意すること。

(j) 無人航空機整備手順書（提出時期：現状についての検査実施前）

規則第 236 条の 12 第 4 項に掲げる事項を記載すること。整備手順書は、無人航空機等に対する点検及び整備を行うための手順書（以下「ICA」という。）及び機体認証の更新検査等の方法を記した書類の二種類の書類から構成される。なお、申請者の判断により、機体認証の更新検査等の方法に係る事項を ICA に含めて記載することも可能である。

ICA の具体的な内容については、サーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」の 205 ICA に従うこと。

ICA には、使用者が無人航空機並びに装備品、部品及び落下傘等並びに関連システム (Associated Elements) に対して、適切に点検及び整備を行うために必要な情報を記載すること。また、登録検査機関において ICA の検査を行う場合、型式設計を維持するために必須となる「無人航空機等の安全性を確保するために必須となる点検及び整備の章」については、無人航空機登録検査機関に関する省令第 6 条第 3 項に基づく型式認証検査結果通知書が登録検査機関から航空局に対して発行された後に、航空局による承認を受ける必要があることに留意すること。

(k) 無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類（提出時期：現状についての検査実施前）

以下の事項を記載すること。ただし、当該事項が無人航空機飛行規程に記載されている場合は、あらためて作成する必要はない。

- a. 無人航空機の自重及び重心位置
- b. 装備品等の名称、重量及び重心位置
- c. 発動機（発動発電機を含む。）が搭載された無人航空機にあつては、燃料タンクの使用可能量及び重心位置
- d. その他

操縦者が安全に飛行を行うことができるよう、適切に記載されていること。

(l) その他参考事項を記載した書類（提出時期：現状についての検査実施前）

その他参考事項を記載した書類とは、次の書類をいう。

- a. 安全性を確保するための管理の計画
- b. 検査者が必要と認めたその他の必要資料

安全性を確保するための管理の計画については、航空局の指示に従い、適切な時期までに提出すること。検査者が必要と認めたその他の必要書類についても、検査者の指示に従い、適切な時期までに提出すること。

2-2-2 型式認証の変更

既に型式認証を有する型式の無人航空機に係る設計又は製造過程の一部（型式認証を受けたことのある型式の無人航空機と同一の系列に属する型式の無人航空機の追加を含む。）の変更を行おうとする者は、規則第 236 条の 29 の規定に従って型式認証に準じて型式設計・製造過程変更申請書及びその添付書類を提出しなければならない。なお、型式認証の変更に係る申請者は、当該

型式の型式認証等保有者に限る。

また、無人航空機の形態若しくは構造又は仕様その他の型式認証の前提とした事項の大きな変更を伴う設計の変更については、型式認証の変更ではなく、別の型式として新規に型式認証に係る申請が必要となることに留意すること。

上記の例としては、

- ・マルチローター型の型式について、ローター数を4つから6つに増加させるといった、無人航空機の形態又は構造の大きな変更を伴う設計の変更、
- ・ヘリコプター型の型式について、発動機及び燃料系統による駆動から、バッテリーを追加しハイブリッド型に仕様を変更するといった、無人航空機の仕様その他の型式認証の前提とした事項の大きな変更を伴う設計の変更、

などが該当する。

2-3 申請に係る手数料と手続き

○手数料について

型式認証等に係る申請の手数料は、国が検査を行う場合、航空法関係手数料令（平成9年政令第284号）及び航空法関係手数料規則（平成9年運輸省令第58号）により算出された額となる。

また、型式認証等に係る申請において、本邦外において検査が行われる場合は、航空法関係手数料令及び航空法関係手数料規則に基づき、出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数に応じた旅費相当額を納める必要がある。当該旅費相当額について、申請後に、追加で納付する必要がある場合には、追加分の手数料を納付すること。

以下、ドローン情報基盤システム（以下「DIPS」という。）を用いて行う申請の手続きを記載する。

①本人確認

以下のいずれかの本人確認方法に従って各申請を行うことができる。

(1) G ビズ ID のアカウントにログインする方法

(2) 本人確認書類を郵送する方法

②申請入力事項の概要

システム上で型式認証区分、型式名、飛行禁止空域の飛行、飛行の方法等の入力を行うほか申請書時に必要な添付書類のアップロードを行う。

③手数料の支払手続き

申請者は、上記の②において申請に必要な事項の記入及び書類を提出した後、DIPS から通知された内容に従い、以下のいずれかの方法により手数料の納付を行う。

(1) クレジットカードによる納付（本人確認書類を郵送する方法で本人確認を行う場合を除く。）

(2) Pay-easy（ペイジー）による納付 … 銀行 ATM 又はインターネットバンキングでの納付が可能

④登録検査機関による検査を行う場合の手続き

申請者は、登録検査機関による検査を受ける場合は、本項の定めによらず、当該登録検査機関

の定めにより手数料を支払うこと。

2-4 申請内容の変更

申請内容に変更（設計に係る事項の追加等）が生じた場合は、申請書の内容変更を航空局に連絡した上で、DIPS で必要な修正を行うこと。

2-5 標準処理期間

2-5-1 標準処理期間

無人航空機の第二種型式認証の区分について行う法第 132 条の 16 第 1 項の型式認証に関する標準処理期間（申請が受理されてから当該申請に係る型式認証書の交付が完了するまでに通常要する標準的な処理期間のことをいう。）は、3 か月とする。ただし、次に掲げる場合には、標準処理期間は適用しない。

- (a) 最大離陸重量が 25kg 以上の無人航空機について型式認証を行う場合
- (b) 特別要件等を設定した場合

2-5-2 標準処理期間に含めない期間

次に掲げる期間は、標準処理期間に含まないこととする。

- (a) 申請者が申請書類の不備等を補正するために要した期間
- (b) 申請者が適用する安全基準や均一性基準に関して検査者と調整するために要した期間
- (c) 申請者が安全基準又は均一性基準への適合性を証明するための試験、申請書に添付すべき書類の準備等に要した期間であって、開発の進捗、不測の事態への対処等により影響が生じたもの

2-6 申請書の提出

申請書の提出は、DIPS への必要事項の入力及び資料添付により行う。

3. 適用基準

3-1 適用基準

申請のあった型式認証に適用される基準は、規則第 236 条の 15 及び第 236 条の 24 条に規定する以下の基準である。

- (1) 「安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」(規則第 236 条の 15 条関係)
- (2) 「均一性を確保するために必要なものとして定める基準」(規則第 236 の 24 条関係)

3-2 適用基準への適合性を証明するための要領又は方法

3-2-1 型式認証

型式認証における適用基準への適合性を証明するための要領又は方法については、当該型式認証の申請が受理された時点で有効な最新のサーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」を適用する。ただし、当該型式機の設計に新技術、特殊な設計の採用等があつて、当該検査要領の全て若しくは一部の適用が困難であるか、又は合理性に欠ける場合には、特別要件、適用除外又は同等安全性を設定することがある。

本サーキュラーでは、適用されるサーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」の検査要領、特別要件、適用除外又は同等安全性を合わせて、適用基準への適合性を証明するための要領又は方法として「検査要領等」という。また、特別要件、適用除外又は同等安全性を設定する場合、申請者は航空局（第二種型式認証の申請者にあつては、航空局及び登録検査機関）と協議の上、その内容を決定すること。

さらに、以下のいずれかの場合には、申請書の受理後に改正された検査要領又は方法を適用すること。

(1) 申請者が最新の基準を適用したい場合

(2) 申請が受理された後、3年が経過した場合（申請時に設計、開発や試験等のために3年以上の期間を要することを申請者が示し、航空局が認めた場合を除く。）。ただし、法第132条の17による変更を行う場合にあつては、型式認証書の交付日より遡って、3年の範囲内のいずれかの時点（申請者が選択することができる。）において有効な検査要領等が適用されている必要がある。

3-2-2 型式認証の変更

型式認証の変更（型式認証を受けたことのある型式の無人航空機と同一の系列に属する型式の無人航空機の追加を含む。）を行う場合には、設計変更又は製造過程変更の箇所及び当該変更によって影響を受ける箇所に対して、当該型式認証の検査を実施した時に適用した要領又は方法に基づき検査を行うこと。なお、当該変更の申請が行われた時点で有効な最新の検査要領を適用することもできる。

3-2-3 特別要件、適用除外及び同等安全性

設計に特に新しい技術が導入された場合や、安全を確保する上で基準への適合性を証明するための新たな基準又は方法を追加して適用する必要が生じた場合には、型式認証に係る検査の基準として、検査要領のほかに特別要件を設定することができる。また、設計の特異性等から基準の一部の適用が不必要である、又は他の方法による方が適当と判断される場合には、これを省略（適用除外）し、又は変更（同等安全性）することができる。

3-2-4 基準等の決定及び変更

型式認証に適用する適用基準は、通常の手順として当該型式に係る初回の型式認証審査会において申請者を交えて検討を行い、航空局は原案として適合性見解書のうちG-1を作成する。ただし、申請者が、無人航空機について第二種型式認証を受けようとする場合であつて、申請が受理された時点で有効な最新のサーキュラーNo.8-001の検査要領を適用するときは、適合性見解書のうちG-1の発行は必要としない。

特別要件、適用除外及び同等安全性の適用についても航空局において同様の手続きを行う。

また、型式認証の変更に適用する適用基準の決定及び通知についても同様の手続きを行うことを基本とするが、設計（変更）の内容、規模等を踏まえ、適宜、手続きの一部又は全部を省略できるものとする。

3-3 適合性見解書

適用基準への適合性証明に関し、適用基準の解釈、証明方針、解析及び試験の設定方法等、適切な検査を実施するために申請者に対して内容を明確にする必要があると判断されたものについて、航空局は、当該事項に係る航空局の見解を示すため適合性見解書を発行する。

適合性見解書の書式を別添1（様式：JCAB FORM 8-002-1）に示す。航空局が適合性見解書を発行する対象について特に制約はないが、型式認証等の実施に際して、以下の項目については原則として適合性見解書を発行する。ただし、申請者が、無人航空機について第二種型式認証を受けようとする型式の場合であって、申請が受理された時点で有効な最新のサーキュラーNo.8-001の検査要領を適用するときは、適合性見解書のうちG-1の発行は必要としない。また、型式認証の変更において、認証の区分に関わらず、申請が受理された時点で有効な最新の検査要領を適用する場合又は型式認証を受けた際に適用した適用基準を適用する場合も、適合性見解書のうちG-1の発行は必要としない。なお、認証の区分に関わらず、型式認証又は型式認証の変更に係る申請の受理後の証明活動において、申請者が特別要件、適用除外又は同等安全性の設定を提案する場合には、当該適合性見解書の発行が必要となる。

- ① 適用基準（G-1）
- ② 特別要件の設定
- ③ 同等の安全性の設定
- ④ 適用除外の設定
- ⑤ その他必要と認められる場合

4. 型式認証審査会

4-1 型式認証審査会

型式認証審査会は、個々の型式認証等について、その証明の状況全般を審議するために検査者により、必要に応じて設置されるものである。型式認証審査会は、初回審査会、最終審査会等、型式認証等の重要な時点において開催される。

申請に係る無人航空機の複雑性、設計の新規性等の理由から適用基準について議論が必要な場合には型式認証審査会を開催するものとする。また、申請者が開催を希望する場合、検査者と協議の上で型式認証審査会を開催してもよい。

4-2 型式認証審査会の開催

各審査会の目的及び審査の事項としては、それぞれ以下に掲げるような事項があるが、これらに限られるものではない。

- (1) 初回審査会（製造着手前に実施することが望ましい。）
 - (a) 型式認証に係る検査の全体計画の周知
 - (b) 設計の詳細及び技術的な事項又は課題についての意見交換
 - (c) 適用基準（案）の作成
 - (d) 技術的な事項又は課題に関する対処方法の協議
 - (e) 型式認証までのスケジュールの設定
- (2) 最終審査会（型式認証書発行前）

- (a) 適用基準及びその検査要領の最終（案）決定
- (b) 提出書類、安全基準及び均一性基準への適合性、試験結果等の最終的な検査
- (c) 型式認証書発行の可否に係る未解決問題の検査

4-3 議事録の作成

各審査会で審査会開催ごとに議事録を作成すること。作成された議事録は、申請者においても提出書類とともに整理、保管すること。

5. 検査

型式認証等に係る検査は、設計の検査、製造過程の検査及び現状の検査並びに品質管理及び品質管理体制の検査により行われ、概要は以下のとおり。

なお、これらの検査における検査者による確認の方法については、試験の実施場所に赴き、直接立ち会うことにより確認することが望ましいが、5-4 項の基準を満たすと検査者が認める場合にあっては、撮影装置等（以下「リモートテクノロジー」という。）を用いることにより、実地での検査を行ったこととみなすことができる。

ただし、リモートテクノロジーを活用した確認とは、リモートテクノロジーを活用してリアルタイムに状況を確認することが必要であり、録音・録画等によって確認することはリモートテクノロジーを活用した確認には含まれない。

5-1 設計の検査

設計の検査は、解析書等の検査又は実証の検査により行われ、概要は以下のとおり。

申請者は、検査者の合意を受けた適合性証明計画に基づいて解析又は試験を行い、適用基準への適合について、検査者による検査を受ける。検査者が関与せず取得された試験データの取扱いについては、9 項を参照すること。検査の結果、設計に係る各資料が基準への適合を示すものであると認められる場合、検査者は適合性判定書の発行により、それぞれ適用基準への適合の状況を確認する。

5-1-1 検査の記録

以下に型式認証等に係る検査の記録を示す。

1) 適合性判定書

適用基準への適合性については、図面、スペック、解析書、計算書、試験方案、試験報告書、無人航空機飛行規程及び ICA の案等の証明に係る書類の検査及び地上試験、飛行試験等による検査により確認する。検査により適用基準への適合性を確認した場合は、それぞれ適合の状況を明示する資料として、適合性判定書を発行する。適合性判定書の書式を別添 2（様式：JCAB FORM 8-002-2）に示す。

適合性判定書を必要とする場合は、申請者は適用する証明書類の審査が終了するまでに検査者に適合性判定書の案を提出する。

2) 議事録

検査を行った場合には、当該検査の内容、指摘及びその改善事項、調査事項、問題点等を明確にし、認識を共有する目的から、申請者において議事録を作成し、双方で記載の内容を確認する。

議事録には、特に定まった様式はないが、別添3（様式：JCAB FORM 8-002-3）に議事録の様式の例を掲載する。

3) 総合判定書

総合判定書は、全ての適用基準に適合することを確認する際に発行するものであり、これまでに発行した適合性判定書等を総括するものである。総合判定書の書式を別添4（様式：JCAB FORM 8-002-4）に示す。

総合判定書を必要とする場合は、申請者は適用する証明書類の全ての審査が終了するまでに検査者に総合判定書の案を提出する。

5-1-2 検査の実施

検査に先立って、適合性証明計画により、申請者の証明計画が基準への適合を示すために必要な内容を網羅していることの確認が行われ、また、適合性検査表により証明状況の把握並びに検査の進行状況について管理する。

5-1-3 （適合性）証明方法の検査

1) 適合性証明計画

型式認証等に係る申請者は、全ての適用基準の項目について設計図面、解析・評価、飛行試験等の選択を含む適合を示す方法（一例として、サーキュラーNo.8-001の検査要領における110ソフトウェアは“解析・評価”により、200無人航空機飛行規程は“設計図面”により、300耐久性及び信頼性は“飛行試験”により、それぞれ適合性証明を行う等）、実施時期等を記載する適合性証明計画を作成し、検査者の合意を得ること。検査者は、原則として当該計画に合意した後、検査を開始するものとする。また、当該計画はプロジェクトの進行に伴い変更されることがあるため、一旦、合意を得た計画を変更する場合であっても、検査者の合意を得ること。

2) 適合性検査表

適合性検査表は、適用基準の項目ごとに証明状況を示すものである。

検査者は、申請者が作成した適合性証明計画に基づく適用基準への適合性の状況を本適合性検査表により管理する。

5-1-4 解析書等の検査

・ 図面、解析書、検討書

図面による適合性の確認は、適用項目が求める要件に対し、図面により定義される無人航空機の仕様が適合していることを検査することにより行う。ただし、図面のみで適用項目の全てを証明することは一般的には難しく、必要に応じて補足の資料等を併せて検査することが出来る。解析書における適合性の確認は、申請者が行った解析（計算、比較検討等）について、適用項目が

求める要件への適合を表す結果を、適切な解析手法により誤り無く得ていることを検査することにより行う。

検討書は申請者が作成する解析書の一つであって、申請者の検討（他のデータの流用等）を検査することにより、当該設計が、適用項目に求める要件に適合していることを確認する。なお、無人航空機飛行規程及び ICA は、別途航空局（登録検査機関で承認を行うことはできない）の承認を得る所定の手続きが必要である。

5-1-5 実証の検査

1) 試験方案及び試験報告書の承認

無人航空機の型式認証等の試験は、主に適用項目を直接証明する目的で行われる。

適合性証明に使用する試験結果は、原則検査者の承認を受けたことが適合性判定書で示された試験方案に基づいて得られたものである必要がある。

このため、試験方案には試験実施に必要な全ての情報、条件、仕様等が記載されていること。なお、供試体図面、試験セットアップ図面等はこれらに含まれる。また、同様に適合性証明に用いる試験報告書も、検査者の承認が必要である。当該報告にあつては、試験供試体、試験セットアップ等は承認された試験方案に適合していることが検査者によって検査されていなければならない。

2) 供試体、試験装置及び試験記録の確認（治工具、試験セットアップ等を含む。）

型式認証試験における試験供試体、試験セットアップ等は、原則として事前に承認された試験方案に適合していることについての検査（以下「適合検査」という。）を検査者から受ける必要がある。

検査者による検査を必要とするものについて、対象となる供試体、試験装置及び試験セットアップを申請者に通知する。なお、当該検査は、全ての試験に対して実施されるものではなく、検査者が申請者と協議の上、試験内容を考慮し、検査者の試験立会が行われる試験に対して実施する。また、試験立会においては、試験の実施にあたり、適合検査によって適合性が確認された状態の試験供試体、試験セットアップを用いて、試験方案から逸脱するような不具合や損傷等がなく試験方案で定められた手順や取得すべきデータが取得されたことを確認すること。

上記の通知は、検査者から適合検査／試験立会要求書(Request for Conformity/Test Witnessing (以下「RFC/W」という。)) (様式：JCAB FORM 8-002-5) の発行をもって行われる。申請者は、RFC/W 案を作成し、適合検査実施前に十分な余裕をもって検査者に提出し、合意を得ること。RFC/W の書式及び記入要領を別添 5 に示す。なお、第二種型式認証を受けようとする無人航空機であつて最大離陸重量が 25kg 未満のものにあつては、適合性証明計画等で検査者が実施する検査及び試験立会が明確になっている場合に限り RFC/W 発行に係る手続きを不要とすることができる。

申請者は、当該検査を受けようとする場合、事前に対象となる供試体、試験装置及び試験セットアップが試験方案に合致していることを点検し、合致していることについて適合報告書(Statement of Conformity(以下「SOC」という。)) (様式：JCAB FORM 8-002-6) を発行しなけ

ればならない。SOC の書式及び記入要領を別添 6 に示す。

検査者は当該報告書の内容を確認の上、当該供試体等の作成・準備状況について、試験方案で指示する仕様のとおりであることを確認する。検査者は、当該検査の結果について適合検査記録書(Conformity Inspection Record (以下「CIR」という。)) (様式：JCAB FORM 8-002-7) にその内容を記録し、本紙は検査者が保管し、写しを申請者に交付する。CIR の書式及び記入要領を別添 7 に示す。なお、第二種型式認証を受けようとする無人航空機であって最大離陸重量が 25kg 未満のものにあつては、最終的な記録として Test Witnessing Record(TWR)に集約できる場合、CIR 発行に係る手続きを不要とすることができる。

特に試験供試体については、確認後に同供試体が移動（遠隔の試験場へ）し、又は試験までに時間を要する場合も想定されることから、申請者の希望があれば、検査者の指示により適合検査票(Conformity Inspection Tag(以下「CIT」という。)) (様式：JCAB FORM 8-002-8) を発行し現物に添付させることにより、当該供試体が検査者による適合検査が既に行われていることを示すことができる。CIT の書式及び記入要領を別添 8 に示す。

試験方案から少しでも異なるものが認められる場合、また試験において供試体や試験装置等が破損する、あるいは試験方案の求める設定条件での試験が出来ない等の不具合が発生した場合は、原則として直ちに試験を中断する。当該不具合があるときは、その修正又は試験方案の変更の承認を受けることを原則とするが、再度の試験の実施又は正規の承認手続きに要する間の試験の中断が困難であるとき、当該修正又は試験方案の変更に責任を有する者へ連絡することにより、当該変更の承認を得ずに申請者の責により試験を継続し、試験の成立性を事後に評価することも可能である。この場合、試験の継続は、相違の内容を明確にした上で、申請者による成立性の判定を記載した Deviation シートを作成し、検査者の了解を得て可能となる。なお、第二種型式認証を受けようとする無人航空機であって最大離陸重量が 25kg 未満のものにあつては、申請者の責により試験を継続し、事後的に Deviation シートを作成し検査者の了解を得ることも可能である。

Deviation シートについては、本項 4) に定める。

3) 試験の立会いについて

型式認証等に係る試験は、必要により検査者の立会のもとで実施される。試験に立会う検査者は、試験方案のとおり実施されたこと及び試験で得られたデータが適切に記録されていることを確認し、試験立会記録書(Test Witnessing Record(TWR)) (様式：JCAB FORM 8-002-9) を発行する。この際、本紙は同試験の報告書に添付し、写しを検査者において保管する。TWR の書式及び記入要領を別添 9 に示す。

なお、検査者による試験立会は、5-1-5 項 2)に基づく適合検査に続けて実施することができる。

第二種型式認証を受けようとする無人航空機の審査では、適合検査及び試験立会をそれぞれ 1 回実施することを原則とするが、無人航空機の複雑性、設計の新規性等によっては複数回の適合検査及び試験立会が必要となる場合がある。

4) Deviation シート

Deviation シートは、申請者の任意の様式で良いが、以下の項目を含むものとする。

- i) Deviation シートの管理番号(改訂番号を含む。)
- ii) 対応する設計データ又は試験方案等の管理番号 (改訂番号を含む。)
- iii) Deviation の概要
- iv) 当該 Deviation の設計データへ及ぼす影響
- v) その他必要と思われる情報
- vi) Deviation シートの発行日
- vii) Deviation シートの発行責任者の署名
- viii) 検査者の了解及び了解日の記載欄

5) 申請者のみによる検査及び試験

検査者が試験立会を行わない場合においても、適合性証明のために試験結果を使うものにあつては、申請者は、試験方案のとおり実施されたこと及び試験で得られたデータが適切に記録されていることを確認し、全ての試験に対して検査及び試験の記録を作成すること。記録は任意の様式で良いが、TWR と同等の内容が含まれること。

5-2 製造過程の検査

製造過程の検査は、製造の過程における各工程が、設計を具現化するのに適切な設定となっていることを検査するものである。

製造過程検査は、型式認証発行以前に製造される任意の1機又は同様の複数の機体により検査を実施することができる。当該検査の対象範囲は、機体を構成する部品レベルから完成機までの全ての段階とし、当該機の製造過程に適用された全ての製造方法(工程を含む。)、検査手法(特殊工程を含む。)、治工具管理及び品質保証/管理体制(作業員/検査員教育及び外注管理を含む。)等を包含する。また、自社以外の管理に属する人員、施設又は設備により、全部又は一部が製造される場合は、当該外注先についてもその対象範囲に入るものとする。

5-2-1 工程の検査

工程の検査は、製造過程の全てを対象とする。

工程の検査では、作業の実施方法等を規定する書類(以下「作業指示書等」という。)の設定の状況を書類で検査するとともに、部品の受け入れから加工、組立、検査及び引き渡しに至るまでの全ての工程と当該工程が適用された製造品が型式認証に紐付く設計図面で指示される加工方法に従って実施されたことや組立工程が作業指示書等に従って実施されたことを検査記録等の書類で検査する。また、これらの作業が作業指示書等の手順どおりに行われていること等を実際の製造現場に赴き検査を行う。製造工程を規定する書類等は検査の対象となる。

- ・ 書類の検査
 1. 設定されたワークシート等の適切性の確認
 2. 製造後に行う製造記録の確認
- ・ 立会確認の実施方法(作動試験等による現状確認検査を含む。)

5-2-2 申請者への通知

製造過程の検査に立会が含まれるとき、検査者は、当該項目について製造過程検査立会通知書（様式：JCAB FORM 8-002-10）を作成及び発行し、申請者に通知する。製造過程検査立会通知書の書式を別添 10 に示す。

5-2-3 工程の検査の記録

検査者は、検査を実施した項目を製造過程検査立会報告書（様式：JCAB FORM 8-002-11）に記載し、検査者が保管する。製造過程検査立会報告書の書式を別添 11 に示す。

設計データから少しでも異なるもの（製造過程における不具合処理等）が認められる場合は、その修正を要求することを原則とするが、申請者の当該修正又は試験方案の変更に責任を有する者へ連絡することによってその変更を認める方法も可能である。この場合は、相違内容を明確にした上で、申請者の当該修正又は試験方案の変更に責任を有する者による成立性の判定を記載した Deviation シートを作成し、続行に先立って検査者の了解及び内容の確認を得ることが必要である。なお、型式認証の設計データの範囲を超えた修正方法等を適用する場合は、当該設計データにより適合性証明を再度行う又は型式認証の変更手続きが必要である。

Deviation シートについては、5-1-5 項 4) の規定に従うこと。

5-2-4 品質管理及び品質管理体制の検査

型式の設計を満足する機体（安全基準に適合する機体）を均一に製造するのに適切な製造及び検査体制等が構築されていることの確認として、「均一性を確保するために必要なものとして定める基準」（規則第 236 条の 24）（以下「均一性基準」という。）への適合性を検査するものである。

5-2-5 製造管理要領及び品質管理体制の提出

申請者は、サーキュラーNo.8-001 による検査要領に基づき、製造管理要領を作成し、検査者に提出しなければならない。製造管理要領は均一性基準に基づき作成する必要がある。均一性基準で要求される事項が社内規定に文書化されている場合、製造管理要領には均一性基準の各事項が記載された社内規定の該当箇所を呼び出すことでよい。申請者は、品質管理体制の検査に必要な別添 12「品質管理体制を説明する資料」（様式：JCAB FORM 8-002-12）（以下「品質管理資料」という。）について、製造着手前に十分な余裕をもって検査者に提出し、説明すること。

5-2-6 品質管理及び品質管理体制の検査方法

品質管理体制の検査は、製造過程検査の対象である製造品が安全基準に適合した設計図面や仕様書等に合致することを保証する体制を有し、均一性基準を満足するものとなっていることを次に掲げる手順により確認する。

- a. 検査者は、本サーキュラー別添 12 で求める品質管理資料により申請者の品質管理体制の概要を確認し、均一性基準を満足しうる体制を有しているかの確認を行う。
- b. 検査者は、本サーキュラー別添 12 8.別冊として提出される製造管理要領を検査し、申請者の品質管理体制が均一性基準を満足しているかどうかを確認する。当該検査の具体的な対応事項として、製造等業務に使用する設備、作業場及び施設、組織及び人員、業務の実施の方法

等を維持管理するための体制が適切に文書化されていること及び当該文書で規定している体制が製造品に適用されていることを書類及び実地検査にて検査する。(例えば、不具合処理の実施状況、作業カードの管理状況、教育訓練の実施状況、資格管理の実施状況等が規定された手順や方法により適切に実施されているのかを検査する。)

第二種型式認証の申請者が JIS Q 9001 相当の認証を取得している場合、検査者は、製造管理要領に記載された「製造等業務に係る最高責任者の選任」及び「航空法第 132 条の 18 に基づく検査」が適切に設定されていることを確認する。申請者の品質管理体制が均一性基準を満足しているかどうかの確認は、申請者が自ら確認し、その結果を検査者に提出する。全ての項目について確認が行われたことを検査者は確認する。

なお、品質管理及び品質管理体制の検査は、5-2 項による製造過程の検査における工程の検査と同時に実施することができる。

第二種型式認証を受けようとする無人航空機の審査では、実地での検査を 1 回実施することを原則とするが、製造過程の新規性や複雑性によっては複数回の立会が必要となる場合がある。

5-2-7 品質管理及び品質管理体制の記録

検査の結果は、別添 13「品質管理体制確認通知書」(様式：JCAB FORM 8-002-13)により通知を行い、不具合が認められた場合には、別添 14「処置内容報告書」(様式：JCAB FORM 8-002-14)による是正処置の報告を求める。

5-3 現状の検査

規則第 236 条の 23 の規定に基づき、申請のあった無人航空機の中の 1 機について現状の検査を行う。

現状の検査は、設計及び製造過程の成果物である無人航空機等について、設計により定義された仕様が実現されていることを確認することにより、設計及び製造過程の検査の内容を確保するものである。

なお、現状の検査は、個別の製造時確認試験、法第 132 条の 18 第 2 項による検査、仕様等の試験、適合検査、設計の検査における地上試験及び飛行試験及び製造過程検査における各確認により併せて行うことができる。

5-4 リモートテクノロジーを活用した確認

以下 5-4-1 項及び 5-4-2 項の基準を満足した場合、リモートテクノロジーを活用することにより、実地での検査を行ったこととみなすことができる。

5-4-1 一般的基準

- ・試験手順及び試験装置の使用方法について、作業者の能力及び経験が十分であること。
- ・試験が定性評価を必要とする場合、実地立会と同じ判断及び評価ができること。

5-4-2 リモートテクノロジーに対する基準

リモートテクノロジーを用いた確認は、目視確認と同様の情報を取得することが可能であり、

適合性判定を行うのに十分であることを示す必要がある。そのため、以下の能力がリモートテクノロジーに備わっていなければならないことを試験方案等の適切な文書において明確化する必要がある。また、リモートテクノロジーの利用者はリモートテクノロジーの使用に関して習熟した者でなければならず、申請者は取得した映像等を後日検査者の求めに応じ閲覧・提出が可能となるように管理保存すること。

- ・撮影装置の解像度、撮影範囲等が実施する検査又は試験の要求に照らして妥当なものであること。
- ・適切な台数の撮影装置(カメラ及びマイク等)を設置し、試験中に最適な箇所の撮影装置に切り替えが可能であること。
- ・光量、ズーム及び撮影範囲の調整が可能であること。
- ・音声は忠実に取得可能であること。
- ・試験実施場所の作業者と映像及び音声を確認する者は、切断無くコミュニケーションが可能であり、試験の停止又は質問等がスムーズに行えること。

6. 型式認証等の管理

型式認証等は、設計データの適切性を示すことだけで完了するものではなく、必要な手続きを含め型式認証等に係るすべての業務が完了するよう的確に管理することが必要である。

データを電磁的方法により作成、維持又は保管を行う場合は、サーキュラーNo.6-018「電子署名及び電磁的記録に関する一般基準」に従うこと。

6-1 型式認証書類

証明の管理に必要な書類等（以下「型式認証書類」という。）について、適合性証明で確認された設計データが的確に反映できるよう必要な管理がなされなければならない。

6-1-1 設計又は製造過程に変更が生じる型式認証書類の変更

型式認証書類の変更であって、設計又は製造過程の変更が生じるものは、型式認証の変更の承認対象となる。型式認証の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

変更の区分	変更の内容
その他の変更 (大変更)	下記に掲げる変更以外の変更
軽微変更	当該型式の無人航空機に係る塗装の変更その他これに類する安全性及び均一性に影響しない設計又は製造過程の変更

上記の表における軽微変更の内容として規定している趣旨としては、設計又は製造過程の変更ではあるものの、安全性及び均一性に影響しない範囲（最大離陸重量や速度・使用環境等の当該型式の無人航空機に係る性能や能力）から逸脱しない範囲での変更を対象とするというものである。

上記の趣旨に基づき、軽微変更の主な例としては、

- ・装備品（灯火やオプション装備品）の供給元の変更や当該装備品の枯渇に伴う代替部品への

変更、

- ・無人航空機に取り付けられたカメラの変更（取付位置が変わらず、カメラの重量も 2.0kg から 1.5kg への変更等、安全基準に適合する範囲内で変更を行う場合）、
 - ・設計又は製造過程に変更が生じるソフトウェアの変更のうち、安全性及び均一性に影響しない機能の変更、不具合の修正、セキュリティ問題の修正、
- 等が該当する。なお、判断に迷った際には検査者に確認すること。

また、その他の変更（大変更）の例としては、

- ・物流用の貨物搭載機構を農薬散布用の機構に変更する設計の変更、
 - ・工場を新設し、新たな設備、部品の保管施設等により無人航空機を製造する製造過程の変更、
 - ・追加の飛行試験等を実施し、無人航空機飛行規程の限界事項を変更（運用可能範囲を拡大しようとするもの、
 - ・サーキュラーNo.8-001 の検査要領で求める 135 重要な部品（フライトエッセンシャルパーツ）に該当する部品の設計変更であって、ICA の無人航空機等の安全性を確保するために必須となる点検及び整備の章の記載内容の変更を伴うもの（記載事項の誤記訂正等を除く。）、
 - ・型式認証時に設定した適用基準の変更を要するもの（新たに特別要件（Special Condition）、同等安全性（Equivalent Level of Safety）及び適用除外（Exemption）を設定する場合を含む。）、
 - ・型式認証時に承認された適合証明方法（Means of Compliance）の変更又は新たな適合証明方法を設定するもの、
 - ・設計又は製造過程に変更が生じるソフトウェアの変更のうち、運用限界の変更を伴う安全性及び均一性に大きな影響のある機能の変更、
 - ・製造における重要な工程である最終組み立てを行う組織、委託先の変更、
 - ・法第 132 条の 18 による検査を実施する組織、委託先の変更、
 - ・製造等業務を実施する組織について、各組織の権限及び責任の変更（単なる組織名の変更は除く。）、
 - ・型式認証等保有者又は製造等業務を実施する組織の統合（他社による買収を含む。）、
- 等が該当する。

また、型式認証等の検査の途中において、既に適合性判定書が発行されている解析書等の記載内容を一部変更する場合は、改めて検査を受け、再度、適合性判定書を取得すること。この時、併せて変更前の解析書等に対する適合性判定書を無効とする。

6-1-2 設計又は製造過程に変更が生じない型式認証書類の変更

型式認証書類の変更であって、設計又は製造過程の変更が生じないものについては、型式認証等保有者の責任において、適切に実施し、その記録を管理すること。その後の審査の機会等に、航空局がこれらの記録を確認する場合がある。

主な例としては、以下が考えられるがこれに限るものではない。

- ・無人航空機飛行規程及び無人航空機整備手順書の航空局承認項目以外の部分の変更であって

設計、手順等に実質的な変更がないもの。

- ・「傷隠し」のような塗装、機体重量や飛行特性に影響のないデカールの貼付等であって、部品表や作業工程の改訂を要さず、設計又は製造過程の変更に当たらないもの。
- ・装備品（灯火やオプション装備品）の供給元の変更や当該装備品の枯渇に伴う代替部品への変更であって設計及び製造過程に実質的な変更がないもの。
- ・設計又は製造過程に変更が生じないソフトウェアの変更で、無人航空機の安全な運用に影響を与えない機能の変更、不具合の修正、誤字や注釈の変更、ソフトウェアの安定性の向上等。
- ・製造等業務の運用、管理方法等に係る文書の変更であって実質的な内容の変更がないもの。これには製造等業務に影響を与えない人員数の変更、組織の名称のみの変更、誤記訂正、様式等の形式的な修正が含まれる。
- ・技術的な内容の変更を伴わない設計書、図面目録、設計図面、部品表、仕様書、無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類の変更（誤記訂正、文書の構成変更等）。
- ・記録に関し、紙管理から電子媒体管理への移行であって技術的な内容の変更を伴わないもの。

6-2 型式認証データシート

6-2-1. 型式認証データシートの概要

型式認証データシート（以下「TCDS」という。）は、型式認証の一部として、検査要領に適合していることについて、その状況を示すものである。

申請者は、TCDSについて、別添15の型式認証データシート（様式：JCAB FORM 8-002-15）に基づき作成すること。

原則として、TCDSは型式認証書が発行される際にのみ発行及び改訂が行われる。

6-3 型式認証等における品質管理

型式認証等における品質管理は、機体等の形態を確定する図面等の基本データ、技術上の基準への適合性を証明する設計資料、製造過程検査で示された製造工程、品質管理及び品質管理体制の検査で得られたデータ等が、試験供試体から量産機に至るまですべての基準適用対象について、的確に反映されるものでなければならない。特に、型式認証取得後の型式の維持管理の段階にあっては、事案により申請者の各専門部門が単独で対応する場合があるため、型式認証等における品質管理が的確に機能するよう留意する必要がある。

6-3-1 技術管理／品質保証

型式認証等の中で実施される各種試験については、証明に必要な各種の要件が確実に実行され、また、そのことが明らかになるよう適切に記録されなければならない。

6-3-2 生産管理／品質保証

型式認証等が行われた無人航空機の製造については、適合性証明の中でその適合性が確認された設計データが、製造機（試験供試機及び量産機）に的確に反映するよう必要な管理がなされなければならない。具体的には、設計部門が示した設計データ（図面、スペック等）が製造部門の製造指示書／手順書へ的確に反映されるよう管理がなされることが必要である。特に設計者と製

造者が異なる場合にあつては、設計者と製造者の責任及び権限を明確にし、適切な生産管理及び品質管理（型式認証取得後における型式の維持管理を含む。）が行われること。

6-4 無人航空機への表示

型式認証等が行われた無人航空機については、製造時に検査した証として個別の無人航空機への表示が必要である。型式認証等保有者は、型式認証等が行われた無人航空機が型式認証を受けた者による検査を受けたものであることを、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。表示については、設計者の定める様式とするが、無人航空機の型式認証書番号、型式及び製造番号の情報を含めること。

7. 型式認証の変更について

航空局に申請した型式認証の変更は、申請単位で型式認証書が交付される。（規則第 236 条の 31）

一件の申請書に複数の変更案件が存在する場合は、すべての案件が完了した後に、型式認証書が交付される。従って、複数の変更案件の中に型式認証書の取得希望が早いものが含まれていても、それらは個別に交付されないため、申請者は、申請の段階から十分に注意する必要がある。

8. 安全性の確保に係る対応

本項に関する事項は、本サーキュラー2-2-1 項 (I) a. 安全性を確保するための管理の計画に含めること。作成した安全性を確保するための管理の計画は、航空局により型式認証時にその適合性について検査を受けなければならない。当該計画については、特に様式を指定しないものの、改訂履歴が管理されると共に、少なくとも次の事項が定められていることが必要である。

- 1) 型式認証等の取得者の責任
- 2) 設計者名及び製造者名、型式名、製造番号
- 3) 社内の責任部署及び担当
- 4) 無人航空機等の使用（運航）者を管理する方法
- 5) 定期的な運航状況の収集方法（故障、不具合及び欠陥の発生を含む。）
- 6) 自社における他型式機の事故、インシデント情報等の収集方法
- 7) 5)及び6)で得られた情報の分析及び評価フロー、責任部署、型式認証形態への反映方法等（品質管理及び品質保証体制も含む。）
- 8) 使用者への技術情報の提供
- 9) 航空局への報告
- 10) その他航空局が必要とした事項

8-1 故障監視・解析

型式認証を受けた者は、法第 132 条の 21 の趣旨により、法第 132 条の 16 第 3 項の安全基準への継続した適合を確保するため、当該型式の無人航空機の運航状況及び不具合発生状況、インシデント情報等、航空安全に係る情報を監視・収集するとともに、得られた情報の解析、評価等を行い、当該型式の無人航空機の安全性向上に努めなければならない。

8-2 利用者への技術情報の提供

技術情報とは、型式認証等保有者から利用者を始めとする関係者に技術的な情報を伝える手段である。型式認証等保有者は、型式認証を受けた型式の無人航空機に対し、無人航空機の安全性を確保するために整備の箇所、時期及び実施の方法を示した技術情報をホームページ上で利用者に公表する等の方法により、利用者が容易に技術情報を入手できるようにしなければならない。さらに、第一種型式認証を受けた型式の無人航空機については、利用者が容易に技術情報を入手できるだけでなく、型式認証等保有者は利用者に対して、メールによる連絡やコントロールステーション又はアプリケーション上で表示する等、利用者が確実に入手できる方法を確立し、技術情報を提供する必要がある。

技術情報は型式認証等保有者において適切に作成及び提供すべきものであるところから、型式認証の申請者は技術情報の提供に至るまでの手順について、安全性を確保するための管理の計画において説明がなされ、型式認証時にその適合性について検査を受けなければならない。また、当該情報の提供に至るまでの手順の改訂を行う場合には、運航機の安全性を適切に継続する観点から、航空局の了解を得なければならない。了解を得た事項は議事録に残した上で、次回の設計又は製造過程の変更の承認時に安全性を確保するための管理の計画の変更についても検査を受けること。

8-3 航空事故等の報告

8-3-1 事故報告等の基準

型式認証等保有者は、型式認証を受けた型式の無人航空機に対し、航空事故等に関する情報を利用者から収集し、整理し、及び分析するための体制を整備しなければならない。法第 132 条の 21 及び規則第 236 条の 37 の規定に基づき、次に掲げる事態であって、設計又は製造過程に起因し、又は起因すると疑われるものについて報告すること。なお、航空事故等に関する情報の収集にあたり、取扱説明書等の型式認証等保有者が発行する文書において、航空事故等が発生した場合に、利用者から型式認証等保有者への連絡を求めるとそのための連絡先及び連絡内容を記載し対応することが 1 つの手段として考えられるが、この限りではない。

(1) 法第 132 条の 90 第 1 項各号に掲げる事故

- ・無人航空機による人の死傷又は物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

(2) 法第 132 条の 91 に規定する事態

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとき
- ・無人航空機による人の負傷（上記の人の死傷を伴う事故を除く。）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る。）

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、無人航空機が安全基準に適合せず、又は安全基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通大臣が認める以下の事態

- ・プロペラ（ローター）の制御系統の破損、機能不良又は欠陥

- ・プロペラ（ローター）のハブ又はブレードの構造破損
- ・モーターの破損又は発動機（発動発電機を含む。）が搭載された無人航空機にあつては発動機（発動発電機を含む。）の破損
- ・無人航空機の正常な操縦を害したり、飛行性を損なうような、構造、スピードコントローラなどの推進系統、ジャイロなどの航法・誘導系統、受信機などの通信系統又はフライトコントローラなどの自動制御系統の破損、機能不良又は欠陥
- ・その他、安全性を確保するために必要な事態

8-3-2 事故報告等の内容

型式認証等保有者は、型式認証を受けた型式の無人航空機の航空事故等の事態の発生を知った際は、次に掲げる事項を 8-3-3 項の方法及び報告先へ、8-3-4 項の提出時期までに報告すること。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 無人航空機の登録記号、型式認証書番号、型式及び製造番号
- (3) 報告に係る事態が発生した日時及び場所
- (4) 報告に係る事態の概要
- (5) その他参考となる事項

また、報告した事態の原因が設計又は製造過程にあると認める場合、必要な改善措置について、国土交通大臣に報告するとともに、当該改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証のために必要な事項を記載した書類も合わせて提出すること。

8-3-3. 報告の方法及び報告先

航空局へ報告する際、下記の提出先に電子メールで送付すること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター

〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場名古屋空港内

電話番号 0568-29-1985

E-mail : cab-aecc-drone-tcq@gxb.mlit.go.jp

8-3-4. 報告時期

8-3-1 項の報告基準に該当する故障を発見した時又は無人航空機の航空事故等の事態の発生を知った時から 10 日以内においてできる限り速やかに提出すること。

8-3-5. 記録の保管

情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、保存すること。

9. 検査者が関与せず取得された試験データの取扱い

9-1. 検査者が関与せず試験により取得されたデータの取扱いについては、以下のとおりとする。

型式認証において基準への適合性を証明するために使用する試験データは、検査者により適合

性判定書の発行を受けた試験方案に基づき試験が実施され、取得される必要がある。

しかし、認証活動の効率化及び促進を図るため、検査者が関与せず試験により取得されたデータであっても、次に掲げるものであって以下の(1)及び(2)に定める条件のいずれも満足するものについては、型式認証の試験データとして活用できることとする。

- ・我が国と同等以上の無人航空機の型式証明又は型式認証に係る基準及び手続きを有している国が確認済みと認められるもの
- ・製造済み又は製造中の機体のもの

ただし、全ての基準への適合性をこのデータ活用により証明することは許容されず、検査者が指定する安全基準項目については、試験方案について適合性判定書の発行を受けた上で型式認証を取得しようとする形態の機体を用いた試験を実施し、データを取得しなければならない。

(1) 申請者が適切性を把握の上保有している試験データであること。

(2) 型式認証を取得しようとする機体の形態の試験データとして活用するため、次の①～③を満足していること。

- ①試験データを取得した機体及び関連システムの形態と型式認証を取得しようとする機体及び関連システムの形態の差異が無く、又は軽微であり、その差異が適合性判定に影響しないこと。
- ②基準への適合性を証明するために利用する試験データとして必要な情報が含まれていること。
- ③試験データは、申請者により適切な方法で管理及び保管が行われていること。

なお、(1)及び(2)に定める条件は、試験データを適合性証明に活用できることを検査者が判定する際の基準であり、試験データの基準への適合性の判定は、別途必要である。

10. 雑則

10-1. その他の方法による取扱い

本サーキュラーの定めにかかわらず、無人航空機の型式認証等については、航空機技術審査センター所長が必要と認めた場合は、その他の方法により取り扱うことができる。

附 則（令和4年12月2日）

1. 本サーキュラーは、令和4年12月5日から適用する。

附 則（令和6年3月27日）

1. 本サーキュラーは、令和6年3月27日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター

〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場名古屋空港内

電話番号 0568-29-1985

E-mail cab-aecc-drone-tcq@gxb.mlit.go.jp

プロジェクト :

アイテム :

ステージ :

日付 :

ページ : 1/XX

見 解 書

プロジェクト : ①

アイテム : ⑤

関連規則 : ②

ステージ : ⑥

日付 : ⑦

関連サーキュラー ③

ステイタス : ⑧

項目 : ④

期限 : ⑨

見解書発行について ⑩

協議 ⑪

背景

検査者の見解 (日付)

申請者の見解 (日付)

結論 (日付) ⑫

検査者の所属 (航空局又は登録検査機関名)

検査者の名前

連絡先

見解書の記入要領

見解書は、発行の対象となる型式認証関連事項が多岐にわたること、また、発行される状況も区々であることから、有効な管理を期すため、以下に記載事項及び様式を定める。

1 記載事項

- ① 申請者名、型式名
例： ABC 株式会社
型式： ABC 式 DEF 型
- ② 関連規則/要領（特別要件、同等の安全性及び適用除外を含む。）
例： 「安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」
セクション 300
- ③ 関連サーキュラー等
例： サークュラーNo.8-001
- ④ 項目
例： ABC 型無人航空機
- ⑤ 識別符号（G-1,A-2,P-5 など）
G-：一般（全プロジェクト運営に係る航空局の指針）
A-：無人航空機構造
S-：システム及び装備品
P-：動力装置
E-：外部環境性（耐雷、HIRF 等）
F-：飛行試験
Q-：品質保証又は均一性
ダッシュ（-）番号以降は、検査者で採番する。
- ⑥ ステージ
ステージ1：起案過程（見解書を起案するに至った経緯及び背景の記載）
ステージ2：議論過程（検査者の見解の記載）
ステージ3：検査過程（申請者の見解の記載及び検査者見解の改訂）
ステージ4：最終過程（結論）
- ⑦ 日付
見解書発行時の日付
- ⑧ ステイタス
見解書がオープンなのかクローズなのかを示す。
クローズ後、再検討が必要な場合は再オープンと表記する。
- ⑨ 期限
処理すべき期限を記入する。
例：「適合性証明計画の合意まで」、「最終型式認証審査会まで」
- ⑩ 見解書を起案するに至った経緯
簡潔に分かりやすく記入すること。
- ⑪ 背景、検査者の見解及び申請者の見解
簡潔に分かりやすく記入すること。
- ⑫ 起案段階の初期は、⑪項で行われた議論の結果を簡潔に記入するが、型式認証審査会の検査結果によっては変更されることが考えられる。最終的に本項が決定されるまで、⑧項のステイタスはオープンのままである。

適合性判定書 STATEMENT OF COMPLIANCE		発行番号 Issue No.
申請者名 NAME OF APPLICANT		
無人航空機の詳細 UNMANNED AIRCRAFT IDENTIFICATION		
製造者 MANUFACTURER	型式 MODEL	種類 TYPE
資料一覧 LIST OF DATA		
資料番号 IDENTIFICATION	改訂符 REV.	資料名 TITLE
資料の対応する基準項目等 APPLICABLE REQUIREMENTS(List specific sections)		
<p>判定 JUDGEMENT</p> <p>上記資料が基準の該当項目に適合していると認める。 Data listed above and attached sheet have been examined in accordance with established procedure and found to comply with applicable requirement of the regulation(s).</p>		
判定コメント等 COMMENT etc.		
航空局の署名/日付 SIGNATURE OF JCAB/DATE		登録検査機関名 NAME OF REGISTERED UNMANNED AIRCRAFT INSPECTION ORGANIZATIONS
		検査者の署名/日付 SIGNATURE OF INSPECTOR / DATE

型式認証業務名、 議事録 PROJECT name、 The Minutes			
日時 Date		場所 Place	
出席者 Attendance	航空局/登録検査機関 Member of Authority/ Registered Unmanned Aircraft Inspection Organizations	申請者 Member of Applicants	
業務概要 Business Outline			
指摘事項 ・ 調整事項 等 Finding Item			
備考 Remarks			

総合判定書 INTEGRATED STATEMENT OF COMPLIANCE		発行番号 ISSUE No.	
無人航空機の詳細 UNMANNED AIRCRAFT IDENTIFICATION			
製造者 MANUFACTURER	型式名 MODEL	種類 TYPE(Helicopter, Multirotor, Fixedwing etc.)	申請者名 NAME OF APPLICANT
申請項目の名称 NAME OF APPLICATION		適合性証明計画 APPROVED COMPLIANCE PLAN	
部品番号 PARTS NUMBER		変更の有無 DOCUMENTS CHANGE NECESSITY	
適合性検査表No. COMPLIANCE CHECK LIST No.		仕様書 SPECIFICATIONS : 有 YES 無 NO	
適合性判定書No. STATEMENT OF COMPLIANCE No.		部品表 PARTS LIST : 有 YES 無 NO	
		図面目録 DWG. LIST : 有 YES 無 NO	
		整備手順書 MAINTENANCE MANUAL : 有 YES 無 NO	
		飛行規程 FLIGHT MANUAL : 有 YES 無 NO	
判定 JUDGEMENT			
上記の適合性証明計画に記載された全ての検査が終了したことを確認した。 It has been confirmed that all of the inspection indicated by the compliance plan above had been completed.			
申請者コメント APPLICANT COMMENT		申請者署名 SIGNATURE OF APPLICANT	
		日付 DATE _____ 署名 SIGNATURE _____	
判定 FOUND			
上記の申請項目に掲げられた設計及び製造過程（設計又は製造過程の変更後の設計及び製造過程）が航空法第 132 条の 16 第 3 項の基準を満足しているものと判定する。 It has been found that the application above complies with the standard of prescribed in the Article 132-16 Paragraph 3 of the Civil Aeronautics Law of Japan.			
航空局コメント JCAB COMMENT		登録検査機関コメント REGISTERED UNMANNED AIRCRAFT INSPECTION ORGANIZATIONS COMMENT	
航空局署名 SIGNATURE OF JCAB		検査者署名 SIGNATURE OF INSPECTOR	
所属 ORGANIZATION & TITLE _____			
日付 DATE _____ 署名 SIGNATURE _____		日付 DATE _____ 署名 SIGNATURE _____	

適合検査／試験立会要求書 (続き)

Request for Conformity/Test Witnessing (Continuation sheet)

2. 発行番号 Tracking No. :

Rev.

4. ページ Page :

of

適合検査／試験立会要求書の記入要領

JCAB FORM 8-002-5「適合検査／試験立会要求書」の記入にあつては、次に定める方法により、日本文又は英文で記入する。

1 項：検査者又は依頼先

検査を行う検査者、依頼先の航空局、登録検査機関名のいずれかを記入する。

2 項：発行番号

発行する機関等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。

本省：本（航空機技術審査センターは AECC）、登録検査機関：登録検査機関登録番号
（例）登録検査機関登録番号が、9999 であった場合：9999

3 項：発行日

発行日を記入する。

4 項：ページ

適合検査／試験立会要求書の総ページ数を記入する。

5 項：依頼内容

該当する検査等の□に印を付す。なお、□その他 Other の場合については、（ ）部に検査対象の名称等を記入する。

（例）飛行試験用無人航空機（P/N:1234-5678, S/N:9876-54321）

6 項：申請者

型式認証の申請者の名称及び住所を記入する。

7 項：製造者

検査対象品の製造者名及び住所を記入する。

8 項：実施時期

当該検査の実施予定時期を記入する。

（例）20XX 年 XX 月 XX 日～20XX 年 XX 月 XX 日

9 項：検査者への連絡の必要性

申請者に対して、検査者（航空局又は登録検査機関の担当者等）との日程調整等を求める場合においては、本項の（ ）内に連絡先（例えば航空局等）を記入し、当該項の□に印を付す。

10 項：検査対象品

検査対象品の名称及び部品番号等を記入する。

（例）（実機での飛行試験を行う場合）無人航空機の型式名（P/N:1234-5678, S/N:9876-54321）

11 項：対象無人航空機型式等

適合検査等を実施する無人航空機を記入する。試験目的にのみ使用する場合は、「Test Only」と記入する。

12 項：数量

検査対象品の数量を記入する。

13 項：設計データ

適用する設計データ（図面、試験方案等）の名称、改訂符号及び発行日を記入する。

（例）セクション 300 飛行試験方案 XXX-XXX Rev.C 20XX 年 XX 月 XX 日

14 項：特記事項

必要に応じ、特に確認すべき事項等の特別な指示について記載する。

（例）当該供試体の 3 機の内、すべてについて実地により寸法検査を実施すること。

15 項：申請者連絡先

申請者側の当該検査の責任者名、所属部署及び連絡先を記入する。

（例）技術本部適合検査課 ○○○○ 電話番号 0000-00-0000

16 項：備考

当該検査を行う上で、上記以外に必要な情報を記入する。

17～20 項：

当該検査の際に発行する報告書等の□に印を付す。

21 項：航空局担当官

航空局において適合検査／試験立会要求書の発行に責任を有する担当官の所属、連絡先を記入する。

（例）航空機技術審査センター 電話番号 0000-00-0000 ○○○○

22 項：登録検査機関の検査者

登録検査機関において適合検査／試験立会要求書の発行に責任を有する検査者の所属、連絡先及び署名を行う。

（例）○×協会○○課 電話番号 0000-00-0000 ○○○○○

23 項：注記

当該検査を行う際の注意事項を記入する。

（例）本 RFC/W により行われる適合検査に係る適合検査記録書は、20XX 年 XX 月 XX 日までに提出すること。

適合報告書 Statement of Conformity		1.発行番号 Issue No.:	
		2.適合検査依頼書番号 RFC No.:	Rev.
3. <input type="checkbox"/> 無人航空機 Unmanned Aircraft			
1)製造者 Manufacturer :		2)型式 Model :	
3)製造番号 Serial No.:		4)無人航空機登録番号 Registration No.:	
4. <input type="checkbox"/> 発動機又はモーター Engine or Motor			
1)製造者 Manufacturer :		2)名称 Name :	
3)製造番号 Serial No.:			
5. <input type="checkbox"/> プロペラ又はローター Propeller or Rotor			
1)製造者 Manufacturer :		2)名称 Name :	
3)ブレード及びハブの名称 Blade and Hub Name :		4)ブレード及びハブの製造番号 Blade and Hub Serial No. :	
Blade :	Hub :	Blade :	Hub :
6. <input type="checkbox"/> 部品 Part			
1)製造者 Manufacturer :		2)名称 Name :	
3)部品等の番号 Part(s) No. :		4)部品等の製造番号 Serial No. :	
7. <input type="checkbox"/> 供試体 Article		8. <input type="checkbox"/> 試験セットアップ Test Set-up	
1)製造者 Manufacturer _____		9. <input type="checkbox"/> その他 Other ()	
2)部品等の番号 Part(s) No. _____			
3)部品等の製造番号 Serial No. _____			
10.設計データ (図面及び試験方案等 (改訂符号、発行日を含む。))			
Design data(Drawing, Test Plan, etc) (with Revision / Date)			
上記対象供試体等は、10. 項の設計データに適合するものであることを確認した。			
This conforms that the specimen, etc. above conform(s) to the applicable design data in block 12.			
11.Deviation :			
12.確認日 Date		13.確認者署名 Signature of Certifier	14.所属 Organization

適合報告書の記入要領

JCAB FORM 8-002-6「適合報告書」の記入にあつては、次に定める方法により、日本文又は英文で記入する。

1 項：発行番号

申請者において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。

2 項：適合検査依頼書番号

RFC/W の発行番号又は RFC/W に代えて合意した CP の文書番号及び改訂符号を記入する。

3～6 項：対象無人航空機型式等

RFC/W の対象無人航空機等に無人航空機、発動機又はモーター、プロペラ又はローター及び部品が記入されている場合には該当する□に印を付し、製造者名称、型式又は名称、部品番号及び製造番号を記入する。なお、該当するものがない場合には「N/A」と記入する。

なお、無人航空機登録記号がないものにあつては、5.4)項は、「N/A」と記入する。

7 項：供試体

RFC の対象無人航空機型式等に「Test only」と記入されている場合には、当該項の□に印を付し、製造者名称、部品番号、製造番号を記入する。なお、該当するものがない場合には「N/A」と記入する。

8 項：Test Set-up

RFC 等に記載されている依頼内容が、試験セットアップである場合には、当該項の□に印を付す。

9 項：その他

RFC 等に記載されている依頼内容が、その他である場合には当該項の□に印を付し、検査対象の名称等を記入する。

(例) 飛行試験用無人航空機 TEST JIG (P/N:1234-5678, S/N:9876-54321)

10 項：設計データ

設計データ（図面、試験方案等）の名称、改訂符号及び発行日を記入する。

11 項：Deviation

適合報告書を発行する時点において、判明している Deviation 全てについて記入する。記入する内容は、Deviation の概要、管理番号及び発行日を記載すること。なお、Deviation がない場合には「None」と記入する。

12 項：確認日

確認を行った日を記入する。

13 項：確認者署名

申請者の責任を有する者の氏名を記入し署名する。

14 項：所属

確認者の所属する部署を会社名から記述する。

(例) ○×株式会社無人航空機事業部○○課

適合検査記録書 Conformity Inspection Record		1.発行番号 Issue No. :			3.シート Sheet of sheets 1 of	
		2.適合検査依頼書番号 RFC No. :				
4.型式 Model						
5.申請者 Applicant		6.製造者 Manufacturer		7.検査期間 Period covered by this inspection		
				検査開始日 Beginning Date		検査完了日 Ending Date
8.航空局 JCAB				9. 登録検査機関 Registered Unmanned Aircraft Inspection Organizations		
所属 Organization : _____ 担当官署名 Signature of JCAB : _____				登録検査機関登録番号 Registered Unmanned Aircraft Inspection Organizations No. : _____ 検査者署名 Signature of Inspector : _____		
10.項番 Item No.	11.検査項目 Inspection Item	12.設計データ Design Data	13.改訂符号 及び日付 Revision and Date	14.判定数量 No. of Item Determined		15.備考 Comments
				適合 SAT.	不適合 UNSAT.	

適合検査記録書の記入要領

JCAB FORM 8-002-7「適合検査記録書」の記入にあつては、次に定める方法により、日本文又は英文で記入する。

1 項：発行番号

発行する官署等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。

本省：本 CIR（航空機技術審査センターは AECC-CIR）、登録検査機関：登録検査機関登録番号

（例）登録検査機関登録番号が、9999 であった場合：9999CIR

2 項：適合検査依頼書番号

適合検査依頼書の番号を記入する。

3 項：シート

「of」の前に当該項の項数を記入し、後ろに総頁数を記入する。（例）総頁数 3 頁で 2 頁目のシートは「2 of 3」

4 項：型式

適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。また、試験装置のセットアップ等については、記入しなくてもよい。

5 項～6 項：申請者及び製造者

申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。

7 項：検査期間

検査開始日には、適合検査を開始した日を記入する。また、検査完了日は適合検査を完了した日を記入する。

8 項：航空局の署名

9 項：登録検査機関の検査者の署名

10 項：項番

通し番号で記入する。

11 項：検査項目

適合検査を実施した、無人航空機等の名称、テストセットアップ等の表題を記入する。

12 項：設計データ

適合検査に適用した設計データ（図面、試験方案等）の名称を記入する。

13 項：改訂符号及び日付

12 項に記入した書類の改訂符号及び発行日付を記入する。

14 項：判定数量

「適合」又は「不適合」の欄に適合検査を実施した結果の数量を記入する。なお、適合検査の結果、「不適合」と判断される無人航空機等については、備考欄に不具合の理由を明記し検査者等が当該欄に署名を行う。その後、不適合が排除された場合においては、再度検査を実施の上、当該設計データに適合すると判断される場合には、15 項の備考欄に当該事項を記入の上、見え消しにより「不適合」を「適合」に変更する。

15 項：備考

11 項の項目毎に実施した適合検査の内容（例えば、検査の方法、適合状況、是正処置及びその根拠、製造番号、制限事項、Special Inspection、確認した個々の証明書類並びに使用した略語等の説明）を具体的に記入する。

<p>適合検査票 Conformity Inspection Tag</p>					1.発行番号 Issue No. : _____	
					2.適合検査依頼書番号 RFC No. : _____	
3.申請者 Applicant			4.製造者 Manufacturer		5.設計データ (図面及び試験方案等 (改訂符号、発行日を含む。)) Design data (Drawing, Test Plan, etc) (with Revision / Date)	
6.項番 Item No.	7.名称 Description	8.部品番号 Part No.	9.型式 Model	10.数量 Qty.	11.製造番号 Serial No.	12.状況 Status
13.備考 Remarks						
14.上記の供試体が、欄13に記載されている事項を除き、欄5の設計データに適合することを確認した。 This conforms that the specimen identified above, except as otherwise specified in block13 conform(s) to the applicable design data in block5.						
15.航空局 Signature JCAB 所属Organization and Title _____ 発行日付 Issue Date _____ 担当官署名Signature of JCAB_____				16. 登録検査機関 Registered Unmanned Aircraft Inspection Organizations 登録検査機関登録番号 Registered Unmanned Aircraft Inspection Organizations No. : _____ 発行日付 Issue Date : _____ 検査者署名 Signature of Inspector : _____		

適合検査票の記入要領

JCAB FORM 8-002-8「適合検査票」の記入にあつては、次に定める方法により、日本文又は英文で記入する。

1 項：発行番号

発行する機関等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。

本省：本 CIT（航空機技術審査センターは AECC-CIT）、登録検査機関：登録検査機関登録番号
（例）登録検査機関登録番号が、9999 であつた場合：9999CIT

2 項：適合検査依頼書番号

RFC/W の発行番号を記入する。

3～4 項：申請者及び製造者

申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。

5 項：設計データ

設計データ（図面、試験方案等）の名称、改訂符号及び発行日を記入する。

6 項：項番

通し番号で記入する

7 項：名称

適合検査を実施した無人航空機等の名称で、設計データに記載された名称を記入する。

8 項：部品番号

適合検査を実施した無人航空機等の部品番号を実施する。

9 項：型式

適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。

10 項：数量

適合検査を実施した無人航空機等の数量を記入する。

11 項：製造番号／バッチ番号

適合検査を実施した無人航空機等の製造番号又はバッチ番号を記入する。製造番号又はバッチ番号のないものは「None」と記入する。

12 項：状況

適合検査を実施した無人航空機等の状況を記入する。記入例としては、「Manufactured」、「Used」などがある。なお、「Used」の場合には、第 15 項「備考」欄に必要な情報（例えば、総使用時間、総使用サイクル等）を記入すること。

13 項：備考

上記以外に必要な情報を記入すること。

15 項：航空局の署名

16 項：登録検査機関の検査者の署名

試験立会記録書の記入要領

JCAB FORM 8-002-9「試験立会記録書」の記入にあつては、次に定める方法により、日本文又は英文で記入する。

1 項：発行番号

申請者において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。

2 項及び 3 項：申請者及び製造者

申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。

4 項：試験立会依頼書番号

試験立会依頼書の番号を記入する。

5 項：型式

適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。

6 項～7 項：部品番号及び製造番号

試験立会を実施した無人航空機等の部品番号及び製造番号を記入する。部品番号、製造番号のないものについては「N/A」と記入する。

8 項：試験名称

試験方案に記載されている試験の名称を記入すること。

9 項：試験方案番号

試験方案の番号を記入する。

10 項：試験期間

検査開始日には、適合性検査を開始した日を記入する。また、検査完了日は適合検査を完了した日を記入する。

11 項：試験実施場所

試験を実施した場所を記入する。（例：○×株式会社○○工場 XX 試験場）

12 項：検査者コメント等

試験に立会った際の特記事項を記入する。

13 項～14 項：責任者及び立会者の署名

責任者とは、当該試験に責任を持つ者をいう。また、立会者とは、申請者側の立会者（当該試験を行う前に実施した適合検査の際に SOC を発行した者）をいう。なお、責任者と立会者は同一の者であっても良い。

15 項：航空局の署名

16 項：登録検査機関の検査者の署名

製造過程検査立会通知書		発行番号：(航空局及び登録検査機関の任意の番号)
1. 無人航空機型式		2. 申請者名
(記載例) ABC 式 DEF 型		(記載例) 〇〇〇株式会社
3. 項目名称	(記載例) 無人航空機実機の製造	
<p>4. 製造過程検査実施項目 (検査項目については、実施項目及び実施方法を明確に記載すること。)</p> <p>記載事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート No.XXXXXX において実施される組立工程の確認 (立ち会い) ・PIR No.XXXXXX について確認 (書類検査) ・PIR No.XXXXXX に定める作動試験の立ち会い (立ち会い検査) ・組立設備の確認 (品質管理体制の検査) (書類及び実地) 		
5. 検査者名	西側 南子 南側 北男	
<p>上記、4 項に記載された「製造過程検査実施項目」について検査を実施します。詳細については、検査者と調整願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(航空局 又は 登録検査機関名) 検査者 <u>東側 西子</u></p>		

製造過程検査立会報告書		発行番号：通知書と同一番号
1. 無人航空機型式		2. 申請者名
(記載例) ABC 式 DEF 型		(記載例) 〇〇〇株式会社
3. 項目名称	(記載例) 無人航空機実機の製造	
4. 製造過程検査実施項目		
記載事例		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート No.XXXXXX において実施される組立工程の確認（立ち会い） ・ PIR No.XXXXXX について確認（書類検査） ・ PIR No.XXXXXX に定める作動試験の立ち会い（立ち会い検査） ・ 組立設備の確認（品質管理体制の検査）（書類及び実地） 		
上記、4 項に記載された「製造過程検査実施項目」について検査を実施しましたので、報告します。		
令和 年 月 日		
（航空局 又は 登録検査機関名） 検査者 西側 南子		
上記、4 項に記載された「製造過程検査項目」について適切であることを確認しました。		
令和 年 月 日		
（航空局 又は 登録検査機関名） 検査者 東側 西子		

(以下の書式は記載例であり、同様な情報が含まれていれば良い)
 (航空局 又は 登録検査機関名) 殿

(申請者名、社内文書管理番号及び発行日)

品質管理体制を説明する資料

1.申請者名	{○×株式会社}
2.申請者の所在地	{愛知県西春日井郡名古屋空港内}
3.プロジェクトの概要	{○×式 A184 型機の型式認証}
4.担当する検査機関	{航空機技術審査センター}
5.申請者担当窓口の所属 及び氏名	{品質保証部 品質管理グループ 田和 嗣夫}
6.品質管理体制を統括する 人員の所属及び氏名	{品質保証部 品質検査グループ 濱相 武重}
7.申請者が有している過去の実績、経験及び品質管理体制に係る情報	
① 実 績 及 び 経 験	{航空局又は登録検査機関との間の過去の実績及び経験を記載。} 例： ・○×式 A184 型機について、製造過程検査を受検し、型式認証を取得した。
② 品 質 管 理 体 制	{第三者機関から取得している認定等について記載。} 例： ・JIS Q 9100 として、航空宇宙・防衛産業に特化した品質マネジメントシステムに関する国際規格を取得している。
③ そ の 他	{その他、航空局又は登録検査機関との過去の実績及び経験並びに品質管理保証体制承認状況を記載。}
8.型式認証機に適用する品質管理体制	

{型式認証機に適用する品質管理体制については、次のとおりとする。

少なくとも、サーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」に対応した内容が記載された書類を別冊「〇×式 A184 型機の製造管理要領」としてまとめ提出する。

本別冊の構成については、均一性基準で要求される事項が社内規定に文書化されている場合、均一性基準の各事項が記載された社内規定の該当箇所を呼び出すことでよい。

また、上記の資料内に次項の参考提示資料のリスト（各文書番号及び改訂符号並びに文書名及び制定年月日を記載したもの）が含まれない場合には、これを別冊附属書としてまとめ提出する。}

9.参考提示資料

{品質管理体制の検査で少なくとも提示が必要な書類は次による。

- ・ 前述の別冊に係る社内規程
- ・ 型式認証機に適用される特殊工程の各工程仕様書}

品質管理体制確認通知書

1.型式認証検査等の申請者名称、型式名

申請者名称：

型式名：

2.通知の目的

品質管理検査 (書類検査 実地検査)品質管理規程変更検査 (書類検査 実地検査)

3.検査の結果

指摘事項はない指摘事項は次のとおり

番号	指 摘 事 項	準拠項目等

4.品質管理体制の確認の結果は3項のとおりであることを通知する。

年 月 日

(航空局 又は 登録検査機関名)

検査者 東側 西子

処置内容報告書

1.型式認証検査等の申請者名称、型式名

申請者名称：

型式名：

2.指摘の文書番号及び発行日付並びに区分

指摘文書番号及び日付： (年 月 日付)

品質管理検査 (書類検査 実地検査)

品質管理規程変更検査 (書類検査 実地検査)

3.処置内容

番号	処 置 内 容	処置予定時期

4.指摘事項に対する処置内容は3項のとおりであることを報告する。

年 月 日

報告者名

